

日 薬 業 発 第 35 号
平成 30 年 4 月 26 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌 平

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.3) について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度介護報酬改定については、平成 30 年 3 月 23 日付け日薬業発第 372 号等にて関係通知や Q&A お知らせしたところですが、今般、Q&A (Vol.3) が発出されました。

本 Q&A につきましては、厚生労働省ホームページ及び独立行政法人福祉医療機構のホームページ (WAM NET) に掲載されています。また、本会のホームページにも掲載予定です。

つきましては、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホームページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉
> 介護報酬>平成 30 年度介護報酬改定について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html

○独立行政法人福祉医療機構ホームページ (WAM NET)

トップ>行政情報>介護保険>「介護保険最新情報」

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 13 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 3) (平成 30 年 4 月 13 日)」の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 3) (平成 30 年 4 月 13 日)」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくごお願い申し上げます。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3)
(平成 30 年 4 月 13 日)

【居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導】

○ 単一建物居住者 訪問診療との関係

問 1 医師の居宅療養管理指導において、同じ建築物に居住する 2 人に対して、同一月中に 2 人に訪問診療を行う場合であって、1 人は当該月に訪問診療のみを行い、もう 1 人は当該月に訪問診療と居宅療養管理指導を行う場合に、居宅療養管理指導については、どの単位数を算定することとなるのか。

(答)

単一建物居住者 1 人に対して行う場合の単位数を算定する。

なお、歯科医師による居宅療養管理指導についても同様の取扱いとなる。

※ 平成 30 年 4 月 13 日以降、平成 24 年 Q & A (vol. 2) (平成 24 年 3 月 30 日) 問 5 は削除する。

《参考：平成 30 年 Q & A (Vol. 1) 問 4～8》

【居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導】

○ 単一建物居住者 ① 2 回に分けて実施する場合等

問 4 以下のような場合は、「単一建物居住者」複数人に対して行う場合の居宅療養管理指導費を算定するのか。

- ① 利用者の都合等により、単一建物居住者複数人に対して行う場合であっても、2 回に分けて居宅療養管理指導を行わなければならない場合
- ② 同じマンションに、同一月に同じ居宅療養管理指導事業所の別の医師がそれぞれ別の利用者に居宅療養管理指導を行った場合

(答)

いずれの利用者に対しても「単一建物居住者」複数人に対して行う場合の居宅療養管理指導を算定する。

※ 平成 30 年 10 月 1 日以降、平成 24 年 Q & A (vol. 1) (平成 24 年 3 月 16 日) 問 50 は削除する。

○ 単一建物居住者 ② 要介護者と要支援者 1 人ずつへの訪問

問 5 同一月に、同一の集合住宅等に居住する 2 人の利用者に対し、居宅療養管理指導

事業所の医師が訪問し、居宅療養管理指導を行う際に、1人が要介護者で、もう1人が要支援者である場合は、単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合の居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定するのか。

(答)

要介護者は単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合の居宅療養管理指導費を、要支援者は単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合の介護予防居宅療養管理指導費を算定する。なお、他の職種についても同様の取扱いとなる。

※ 平成30年10月1日以降、平成24年Q&A (vol. 2) (平成24年4月25日) 問5は削除する。

○ 介護支援専門員への情報提供 月複数回実施の場合

問6 医師、歯科医師又は薬剤師又による居宅療養管理指導について、介護支援専門員への情報提供が必ず必要になったが、月に複数回の居宅療養管理指導を行う場合であっても、毎回情報提供を行わなければ算定できないのか。

(答)

・毎回行うことが必要である。
・なお、医学的観点から、利用者の状態に変化がなければ、変化がないことを情報提供することや、利用者や家族に対して往診時に行った指導・助言の内容を情報提供することによい。

※ 平成30年10月1日以降、平成24年Q&A (vol. 1) (平成24年3月16日) 問54は削除する。

○ 単一建物居住者 住所と居住場所が異なる場合

問7 住民票の住所と実際の居住場所が異なる場合は、実際の居住場所で「単一建物居住者」の人数を判断してよいか。

(答)

実際の居住場所で判断する。

※ 平成30年10月1日以降、平成24年Q&A (vol. 1) (平成24年3月16日) 問52は削除する。

○ 単一建物居住者の人数について

問8 居宅療養管理指導において、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を創設するにあたり、他の訪問系サービスと同様に、通常の事業の実施地域を運営基

準に基づく運営規程に定めることを指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所に求めることを受けて、運営規程の変更として、当該変更に係る事項について当該指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならないのか。

（答）

運営規程に定める通常の事業の実施地域について、都道府県知事に届け出る必要はないが、一旦運営規程に定めた実施地域を変更する場合は、届け出る必要がある。

<平成 30 年 10 月 1 日以降削除する Q & A >

平成 21 年 Q & A（vol. 1）（平成 21 年 3 月 23 日）

問 42 看護職員の居宅療養管理指導について、医師の訪問看護指示書は必要か。

平成 21 年 Q & A（vol. 1）（平成 21 年 3 月 23 日）

問 44 看護職員による居宅療養管理指導において実施する内容は何か。診療の補助行為は実施できるのか。

平成 21 年 Q & A（vol. 1）（平成 24 年 3 月 23 日）

問 45 主治医意見書において「訪問看護」と「看護職員の訪問による相談・支援」の両方の項にチェックがある場合、どちらのサービスを優先すべきか。